

○立川市教育委員会表彰規程

昭和26年1月11日教育委員会規程第1号

改正

令和4年3月23日教育委員会訓令甲第2号

第1条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校その他の教育機関の職員であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績が特に優秀なもの
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫考案をしたもの
- (3) 業務上の遂行に関し、特に他の模範とするにたる行為があつたもの
- (4) 永年勤続し、その成績の優秀なもの
- (5) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があつたもの
- (6) その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあつたもの

第2条 委員会の所管に属する学校の児童又は生徒であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があつたもの
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあつたもの

第3条 前2条の規定を除くほか、立川市に在住し、若しくは勤務するもの又は立川市に所在する学校若しくは公共の団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 教育、文化又は學術の振興について特に功績があつたもの
- (2) 体育その他の文化活動において特に優秀な成績をあげたもの
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあつたもの

第4条 表彰は、表彰状を授与する。この場合において、副賞を授与することができる。

第5条 表彰は、毎年1回行う。ただし、必要に応じて随時これを行うことができる。

第6条 委員会は、関係機関及び団体その他必要と認めるものから必要な説明を求め、又は意見を徴することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日教育委員会訓令甲第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。